

非常用の照明装置の設置基準の改正について

非常用の照明装置の別棟みなし規定が整備されました。

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 事務局

1. はじめに

令和5年9月12日、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)」が公布されました。この中では建築基準法施行令の一部改正が行われ、令和6年4月1日から施行されることとなっています。

2. 改正概要

本改正では、令第126条の4が見直され、非常用の照明装置の建築物の規模による設置の要否の判断にあたり、建築物に令第117条第2項各号に掲げる別の建築物とみなせる部分がある場合は、それぞれの部分を別の建築物とみなし取り扱うことができるようになります。

【関連改正/建築基準法施行令第126条の4第2項、第128条の6】
避難関係規定(非常用照明装置及び内装制限)に係る別棟みなし規定の拡充



改正概要

- 避難関係規定においては、建築物の部分が、相互に火熱・煙による防火上・避難上有害な影響を及ぼさない構造である場合には、廊下、避難階段及び出入口に係る規定(令第5章第2節)について、規定の適用上別棟とみなすことができることとしている(避難別棟、令第117条第2項)。
- 非常用照明装置及び内装制限に係る規定についても、避難別棟と同様に別棟とみなすことができることとする。

【避難規制に係る別棟規定の整備状況】 ※いずれも令第117条第2項に規定される仕様

法	政令	規制概要	規制対象建築物	規制対象単位	別棟規定
第35条	第5章 第2節	廊下、避難階段及び出入口	別表(1)~(4)の特殊建築物 延べ面積500㎡超の建築物 無窓居室を有する階 延べ面積1000㎡超の建築物	建築物階居室	令第117条第2項
	第5章の3	避難安全検証	第112条及び避難関係規定の対象となる建築物	建築物階区画	令第129条の2の2

+ 今回追加

法	政令	規制概要	規制対象建築物	規制対象単位	別棟規定
第35条	第5章 第4節	非常用照明の設置	別表(1)~(4)の特殊建築物(500㎡超) 階数3以上延べ面積500㎡超の建築物 採光上の無窓居室 延べ面積1000㎡超の建築物の居室 居室から地上への通路	建築物居室	(新設)第126条の4第2項別棟部分について、用途・規模に応じて適用を合理化する。
第35条の2	第5章の2	特殊建築物等の内装	別表(1)(2)(4)の特殊建築物(主要構造部の耐火性能に応じて一定の規模以上のものに限る。) 自動車車庫・修理工場 階数3以上延べ面積500㎡超等の建築物 内装制限上の無窓居室、火気使用室	建築物居室	(新設)第128条の6別棟部分について、用途・規模に応じて適用を合理化する。

※第5章第3節(排煙設備)については、令第126条の2第2項に別途別棟みなし規定(相互に煙による避難上有害な影響を及ぼさない構造)を整備済。

改正の効果

内装制限の緩和等(例:小規模非特殊用途部分をあらわして施工)を可能とする。

図1 非常用の照明装置の設置基準の見直しに係る説明資料
出典:国土交通省 H P (<https://www.mlit.go.jp/common/001705906.pdf>)

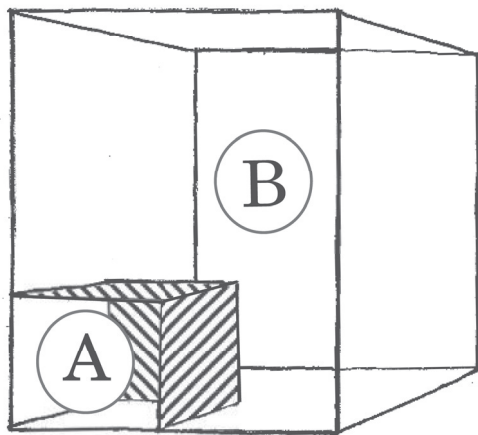
表-1 建築基準法施行令の一部改正(抜粋) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
(設置) 第126条の4 (略) 2 <u>第117条第2項各号に掲げる建築物の部分</u> <u>は、この節の規定については、それぞれ別の</u> <u>建築物とみなす。</u> (構造) 第126条の5 前条第1項の非常用の照明装置 は、次の各号のいずれかに定める構造としな ければならない。 一、二 (略)	(設置) 第126条の4 (略) (新設) (構造) 第126条の5 <u>前条</u> の非常用の照明装置は、次 の各号のいずれかに定める構造としなければ ならない。 一、二 (略)

3. 別の建築物とみなされる例

令第117条第2項第一号に基づき、建築物が、開口部のない耐火構造の床や壁で区画されていれば、非常用の照明装置の規制の適用上、当該床又は壁により分離された部分は、別の建築物とみなします。

例えば、図-2の場合、見た目上、建築物は1つですが、非常の照明装置の規制の適用に当たっては、Aの部分とBの部分とを、それぞれ別の建築物として取り扱うこととなります。




凡例  開口部のない耐火構造の壁・床

図-2 別の建築物とみなされる例

(適用の範囲)

第117条 (略)

2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

- 一 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該床又は壁により分離された部分
- 二 建築物の2以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法(平成28年国土交通省告示第695号)を用いるものである場合における当該部分

また、令第117条第2項第二号に基づき、通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件(平成28年国土交通省告示第695号)を用いる場合も、別の建築物とみなすことができます。

4. 適用事例

非常用の照明装置の設置基準は下記のとおりとなっています。

① 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室

劇場、映画館、集会場、ホテル、店舗等、多数の人が集まったり利用したりする特殊建築物の居室

② 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室

③ 第116条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室(採光上の無窓居室)

非常時の採光機能が十分でない居室(令第20条の規定により計算した採光に有効な部分の窓その他開口部の面積の合計が、当該居室の床面積の20分の1未満の居室)

④ 延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室

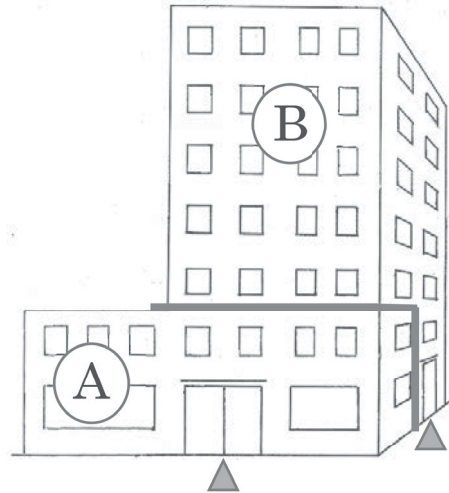
⑤ これらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。)

⑥ これらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分

このうち、②、④に掲げる建築物の居室への非常用照明装置の設置の要否は、建築物の規模により見定めることとなりますが、当該建築物に令第117条第2項に該当する建築物の部分がある場合は、それぞれを別の建築物とみなして当該要否を判断します。

図-3の建築物を例に挙げると、①の部分と②の部分に開口部のない耐火構造の床や壁で区画されている場合、①の部分は②、④いずれの建築物の規模にも該当しないこととなるので、非常用の

照明装置の設置は不要となります(ただし、①の部分に①に掲げる用途が存する場合は当該用途に供する居室、当該部分に③に掲げる採光上の無窓居室がある場合は当該居室、並びに⑤及び⑥に掲げる部分に非常用の照明装置の設置が必要となります。)



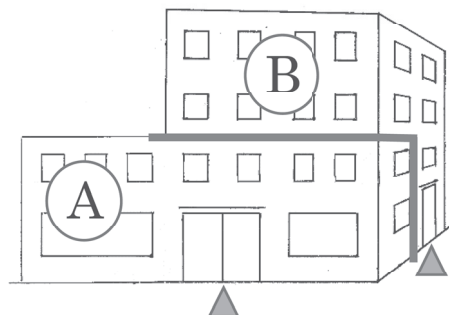
建築物(全体)：階数7、延べ面積1,500㎡、用途 事務所

①部分：階数2、延べ面積900㎡、用途 事務所

②部分：階数7、延べ面積600㎡、用途 事務所

図-3 非常用の照明装置の設置が不要となる例

更に、図-4の建築物の場合は、①の部分、②の部分ともに②、④のいずれの建築物の規模にも該当しないことになるので、建物全体で非常用の照明装置の設置は不要ということになります。



建築物(全体)：階数4、延べ面積1,300㎡、用途 事務所

①部分：階数2、延べ面積900㎡、用途 事務所

②部分：階数4、延べ面積400㎡、用途 事務所

図-4 非常用の照明装置の設置が不要となる例

5. 設置義務がない非常用の照明装置の定期検査

現在、非常用の照明装置の設置の免除規定については、次のものがあります。

- ㊟ 一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸(地上に通ずる廊下、階段その他の通路は除く。)
- ㊟ 病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舎の寝室その他これらに類する居室(地上に通ずる廊下、階段その他の通路は除く。)
- ㊟ 学校等(学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場)
- ㊟ 避難階又は避難階の直上階若しくは直下開の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの(平成12年建設省告示第1411号)

このうち、㊟においては、平成30年3月29日に告示が改正され、非常用の照明装置の設置を不要とする居室として、次の a、b に掲げる居室が新たに加わり、非常用の照明装置を設置している既存の建築物のうち、設置義務がなくなる居室の

定期報告上の取扱いが、大きく話題にあがりました。

- a. 床面積が30㎡以下の居室で、地上への出口を有するもの
- b. 床面積が30㎡以下の居室で、地上まで通ずる部分が次の㊟又は㊟に該当するもの
 - ㊟非常用の照明装置が設けられたもの
 - ㊟採光上有効に直接外気に開放されたもの

令和6年4月1日の非常用の照明装置の設置に係る別の建築物のみなし規定の施行により、今後、更に、設置を要しない建築物又はその部分が出てくることが予想されます。

運用として、設置義務はなくても非常用の照明装置が設けられていれば定期検査を行う地域があるので、本件に関する取り扱いは、報告書提出先の窓口にご確認ください。

6. さいごに

本改正では、増築等を行わない部分は、非常用の照明装置に係る規定を遡及の対象外とするなど、既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化等も行われています。

詳しい情報は、国土交通省の下記HPに掲載されていますのでご覧いただければと思います。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html